

災害時における衛生材料等の供給に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と高知県衛生材料協会（以下「乙」という。）は、高知県内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害救助に必要な衛生材料等の供給に関し次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、高知県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、衛生材料等を調達する必要があると認めるときは、乙に加入する衛生材料販売業者（以下「会員販売業者」という。）の所有する衛生材料等の供給について、乙に対して協力を要請することができる。

（衛生材料等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する衛生材料等は、次に掲げるもののうち乙が保有する衛生材料等とする。

- （1）医療救護活動に必要となる衛生材料
- （2）避難所等で使用される衛生材料
- （3）その他甲が指定するもの

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙が第1条に定める要請を受けたときは、乙は、乙の会員販売業者の所有する衛生材料等を、甲に優先的に供給するよう努めるものとする。

（価格）

第5条 衛生材料等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

（引渡し）

第6条 衛生材料等の引き取り場所は、甲が指定するものとし、当該衛生材料の搬送は甲または乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の場合において、甲は、甲が指定する引き取り場所に職員または甲の指定する

者を派遣し、衛生材料等を確認した上で引き取るものとする。

（連絡責任者）

第7条 第1条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は、高知県災害医療対策本部長を、乙は、高知県衛生材料協会会長をそれぞれ指定するものとする。

2 甲及び乙は、それぞれの連絡責任者との間で連絡が取れない場合に備え、あらかじめ連絡方法、連絡体制等について協議し、定めておくものとする。

（代金の支払い）

第8条 甲が引き取った衛生材料等の代金は、災害発生による混乱が沈静した後、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡員の派遣）

第9条 大規模な災害のため、電話等による通信が困難である場合等は、乙は、甲が設置する災害医療対策本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

（連絡協議会への参加）

第10条 甲が災害対策等の協議会を設置した場合は、甲の要請により乙は参加するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

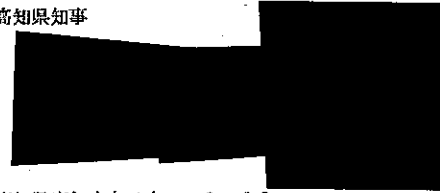
第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了日の30日前までに、甲または乙のいずれからも協定終了の意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定を成立する証のため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月14日

甲 高知県高知市丸ノ内1-2-20
高知県知事



乙 高知県高知市丸ノ内1-2-20
高知県衛生材料協会 会長

